

広報かどま 8（2026）年 7 月号

## 無料点検のはずが高額な給湯器の契約に？！

（事例）電話や訪問で給湯器の無料点検を持ち掛け、不要で高額な給湯器の契約を迫られる、点検商法の被害が多く発生しています。メーカーやガス会社、行政機関などから委託を受けたと言って信用させ、敷地内に入り込み、点検したように装って「劣化が激しく放置するとガス漏れが発生する」「爆発の恐れがあり近所に迷惑がかかる」等と不安をあおり契約を迫ります。中には、故障していな給湯器をわざと壊したり、床暖房設備のない家に、不必要で高額な床暖房対応モデルを取り付けるなど、悪質なケースも多く注意が必要です。

（アドバイス）突然の電話や訪問で、給湯器の劣化を指摘されたり、「無料で点検する」などと言われたら、点検は断り給湯器を触らせないようにしましょう。もし、実際に給湯器で困ったことがある場合は、メーカーや購入した事業者点検を依頼しましょう。本来なら、電話や訪問による勧誘で契約をした場合、無条件で解約ができるクーリング・オフを申し出ることができます。しかし、相手が悪質業者の場合は、連絡が取れなくなることも多く、支払ったお金が戻ってくることはほとんどありません。手口を知って被害にあわないよう気をつけましょう。

問合先

門真市消費生活センター

06-6902-7249